

京都市消費生活基本計画

(平成21年3月末現在)

< 新規・充実 > 取組項目
平成 18～20 年度 実施済(完了)

項目数

99
(22)

(ア+イ+ウ)

[平成 20 年度取組項目]

(平成20年度の推進状況)

	合 計	実施済 (完了)	着 手 (推進中)	未着手
新規項目	10 (3)	7 (2)	1 (0)	2 (1)
うち重点項目	8 (2)	7 (2)	1 (0)	0 (0)
その他	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
充実項目	12 (0)	6 (0)	1 (1)	5 (0)
うち重点項目	3 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	9 (0)	3 (0)	1 (0)	5 (0)
合計	22 (3)	13 (2) (ア)	2 (0)	7 (1)
うち重点項目	11 (2)	10 (2)	1 (0)	0 (0)
その他	11 (1)	3 (0)	1 (0)	7 (1)

[平成 18・19 年度着手項目]

(⑬⑭実施済を除く)

	合 計	実施済 (完了)	着 手 (推進中)
項目数	13 (3)	6 (2) (イ)	7 (1)

平成 18・19 年度 実施済(完了)

⑬実施済 **28** (8)
⑭実施済 **52** (10)
計 **80** (18) (ウ)

()は再掲項目数

* 本文中、⑬等の丸囲みの数字は年度を示す。

* 担当課等については、平成 21 年 4 月 1 日付け組織改正後の名称である。

基本方針 1 安心・安全な消費生活環境の整備 項目数14

(1) 安全の確保

ア 食品の安全の確保

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○		2 緊急時の事業者による危害情報提供への協力 市民総合相談課(市民生活センター)ホームページにおいて、危害情報を積極的に提供する。	⑱			ホームページでの各種危害情報の掲載開始 ⑱事例なし (参考) ⑲事例なし ⑳事例なし	文化市民局 市民総合相談課
○		⑱	3 「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」の創設 (社)京都市食品衛生協会を実施機関として、市内飲食店及び食品製造施設に対して自主衛生管理の認証を行い、市内の食品関係施設の食品衛生水準の向上を図る。	⑱			平成 18 年 10 月 認証申請受付を開始 ⑱認証施設数 7 施設 〔平成 19 年 1 月 酒類製造業 3 施設 平成 19 年 2 月 飲食店等 4 施設〕 (参考) 認証施設数 ⑲10 施設 ⑳29 施設 累計 46 施設	保健福祉局 生活衛生課

イ ものの安全の確保

	○		2 緊急時の事業者による危害情報提供への協力 (再掲) 市民総合相談課(市民生活センター)ホームページにおいて、危害情報を積極的に提供する。	⑱			ホームページでの各種危害情報の掲載開始 ⑱掲載 13 件 ・浴室暖房乾燥機に関する注意喚起 ・半密閉式ガス瞬間湯沸器に関する注意喚起 ・シュレッダーに関する注意喚起 ほか	文化市民局 市民総合相談課
			(参考)⑳掲載内容 オープン機能付電子レンジの使用方法的注意喚起, ジャンプ式や自動開閉式折りたたみ傘の事故についての注意喚起, 携帯電話機の水濡れによる不具合についての注意喚起, ホームランドリー(ドラム式洗濯乾燥機)に関する注意喚起					

ウ 建物の安全の確保

○	1 建物の耐震対策の促進					
	・木造住宅耐震診断士派遣事業 派遣件数の増 ・京町家の耐震対策の推進 新たに、京町家の耐震診断手法を整備し、京町家の耐震診断・耐震改修の推進を図る。	⑱			・木造住宅耐震診断士派遣事業 ⑱当初実施予定件数増 ⑰150件 ⇒ ⑱200件 *実績数は⑰199件, ⑱167件 (参考) 実績 ⑲174件 ⑳126件 ・京町家の耐震対策の推進 ⑰京町家に適した耐震診断手法の調査 ⑱京町家に適した耐震診断手法の整備, 検討	都市計画局 建築安全推進課
	・京町家耐震診断士派遣事業の創設 京町家の耐震化を積極的に支援することにより、京都の貴重な歴史的資産である京町家を将来にわたって良好に保全、再生していくために、「京町家向け耐震診断手法」に習熟した「京町家耐震診断士」を育成し、京町家の所有者の希望に応じて派遣を行う。	⑲			【⑲新設】 ・平成19年6月に京町家耐震診断士養成講座を開催し、52名の診断士が登録。 ・平成19年9月に派遣事業開始。 助成実績 48件 (参考) ⑳助成実績 49件	都市計画局 建築安全推進課
	・京町家等耐震改修助成事業 本市の貴重な景観資源である京町家に代表される伝統的、歴史的な建築物を将来にわたって良好に保全、再生していくため、住宅として利用されている京町家等の耐震改修費用を助成する。	⑲			【⑲新設】 平成19年9月開始 助成実績 1件 (参考) ⑳助成実績 4件	都市計画局 住宅政策課
○	⑳	⑳			【⑳新設】 平成20年6月開始 助成実績 1件 内訳 簡易改修型(建物全体) 0件 部分改修型(1階) 1件 1階シェルター改修型(生存空間) 0件	都市計画局 住宅政策課
	・高齢者等の木造住宅簡易耐震改修等助成事業の創設 地震に対して安全でないと診断された木造住宅を簡易な耐震改修で応急的に安全性を確保しようとする高齢者等の世帯を対象に、木造住宅の耐震性を向上し地震災害の軽減を図るとともに、木造住宅の段階的な耐震改修の誘導と啓発を行い、地震災害に強い都市づくりを目指すことを目的として、簡易耐震改修等に係る費用の一部を助成する。 ※ 高齢者等(一定所得の世帯で、高齢者、障害者又は乳幼児等が住む世帯)					

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
			1 建物の耐震対策の促進					
	○	①⑨	・分譲マンション耐震診断助成事業 現行の耐震基準(いわゆる「新耐震基準」)の施行(昭和56年6月1日)より前に着工された分譲マンションの耐震化を促進するために、耐震診断に要する費用の一部について、補助を行う。	①⑨			【①⑨新設】 平成19年9月開始 助成実績 1件 (参考) ②⑩助成実績 3件	都市計画局 建築安全推進課
	○	②⑩	・分譲マンション耐震改修助成事業の創設 分譲マンションの耐震改修を促進するため、分譲マンションの耐震改修工事に係る費用の一部を管理組合に助成する。	②⑩			【②⑩新設】 平成20年6月開始 助成実績 0件	都市計画局 住宅政策課
	○	②⑩	・特定建築物耐震診断助成事業の創設 現行の耐震基準(いわゆる「新耐震基準」)の施行(昭和56年6月1日)より前に着工された災害時に防災拠点となる病院や避難所、及び倒壊した場合、緊急輸送道路等を閉塞するおそれがある特定建築物の耐震化を促進するために、耐震診断に要する費用の一部について、助成を行う。 ※ 特定建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める、多数の者が利用し、かつ一定規模以上である建築物)	②⑩			【②⑩新設】 平成20年6月開始 助成実績 1件	都市計画局 建築安全推進課
○		①⑨	2 アスベスト対策の実施 ・吹付けアスベスト除去等助成事業 多数の者が共同で常時利用する部分に吹付けアスベストを使用している民間建築物について、市民の健康被害を予防するため、所有者等が行うアスベスト対策工事等(分析調査及びアスベスト除去等)に対し、助成を行う。	①⑨			【①⑨新設】 平成19年6月開始 助成実績 5件 ・除却工事補助 3件 ・分析調査補助 2件 (参考) ②⑩助成実績 18件 ・除却工事補助 4件 ・分析調査補助 14件	都市計画局 建築安全推進課

○	①⑨	8 分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度 優良な住宅ストックへの更新を促し、良好な景観形成の促進に寄与することを目指して、建て替えや大規模修繕を行おうとするマンションの管理組合に対して、その初期段階(工事着手の意思決定まで)の進め方についての助言を行う専門家(アドバイザー)の派遣を行う。	①⑨	【①⑨新設】 平成 19 年 7 月開始 派遣実績:7 マンションに計 23 回 (参考) ②⑩派遣実績:9 マンションに計 34 回	都市計画局 住宅政策課
---	----	---	----	--	----------------

(2) 適切な商品選択が行える環境の確保

ア 商品・サービスに関する情報の適正化の推進

○	①⑧	9 京もの履歴表示の促進 京都の伝統産業製品に関する「京もの」としての正確な情報を消費者に提供し、他産地製品や海外製品との違いを明確にするため、生産履歴管理の仕組みを構築しようとする生産者組合等の取組を支援する。	①⑨ ①⑧	①⑧ 生産履歴管理の仕組みを構築しようとする生産者組合と実施に向けて協議し、生産者組合では、公開情報の内容、検査の仕組み等について検討した。 ①⑨ 京鹿の子絞り等の京もの履歴システムが完成するなど、生産履歴管理の仕組み(トレーサビリティシステム)を構築しようとする意欲のある生産者組合等の取組を支援した。 (①⑨終了) ＊運用開始は、システムへのデータ登録等、生産者組合の状況に拠る。	産業観光局 伝統産業課
---	----	--	-------	---	----------------

イ 生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保に向けた取組の推進

○	①⑨	4 街のお風呂屋さんサポート事業 近年、自家風呂の普及や後継者不足などにより、利用者、銭湯ともに減少の一途をたどっているため、銭湯を確保することを目的とし、京都府公衆浴場業生活衛生同業組合と共催で、利用者拡大のための事業を実施する。	①⑨	【①⑨新設】 1 利用者拡大事業の啓発ポスターを掲示 平成 19 年 5 月、6 月、9 月、12 月、3 月 掲示場所:市バス、地下鉄、公衆浴場、区役所等 2 銭湯にまつわる川柳募集 平成 19 年 6 月 川柳の募集(1,325 句応募) 8 月 表彰式開催(12 句受賞)	保健福祉局 生活衛生課
		(参考) ②⑩ 1 利用者拡大事業の啓発ポスターを掲示 平成 20 年 5 月、10 月 掲示場所:市バス、地下鉄、公衆浴場、区役所等 2 各種イベント(「市民すこやかフェア」、「くらしと健康展」)において、「入浴と健康」をテーマにパネル展示等により銭湯への良さについて情報発信を行った。			

基本方針 2 消費者被害の救済 項目数11

(1) 消費生活相談・被害の救済 (該当項目なし)

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○		1 消費生活専門相談員による助言及びあっせん 消費生活専門相談員が複雑多様化する消費社会の仕組み等を迅速に把握し、相談者に対して適正な助言及びあっせんを行えるよう、各種研修会への参加等そのスキルアップを図るとともに、講座会場等における出張相談の開催などによる PR を兼ねた相談機会の拡大を図る。 (参考) ⑳・相談員のスキルアップのための研修参加 7 人(7回) ・出張相談 実施なし	⑲	⑳		⑱・相談員のスキルアップのための研修参加 ⑰ 7 人 ⇒ ⑱ 9 人 ・出張相談 平成 19 年 3 月に近畿経済産業局及び京都府と合同で開催する学生向けのマルチ被害に関するセミナー会場に出張相談コーナーを開設した。 ⑲・相談員のスキルアップのための研修参加 7 人(8 回) ・出張相談 被害救済のための消費生活相談を広く周知することを目的として、消費生活講座「南区くらしのなっとくゼミナール」に併せ個別相談会を実施した。 日時:11 月 27 日(火)13 時 30 分～15 時 30 分 会場:南区役所会議室(健康増進センター内) 内容:(1)消費生活専門相談員が悪質商法の手口とその対処法を説明 (2)講座終了後、希望者が相談できるよう、相談ブースを設置し、相談員 2 名を配置 参加者:15 人(個別相談の希望者は無し) なお、今後、出前講座等で活用できるよう、本事業の実施に際し、プレゼンテーションソフトで資料を作成した。(参照3-(1)-ア-5)	文化市民局 市民総合相談課

○	①⑨	2 消費生活審議会の調停制度の活用 消費生活審議会(苦情処理部会)に対し、あっせんが不調に終わった事例等の報告を行うことなどにより、調停制度の活性化を図る。	①⑨		①⑨・「京都市消費生活審議会による調停マニュアル」改正 (参考) ①⑨②⑩該当案件なし	文化市民局 市民総合相談課
○	①⑨	4 電子メール等による相談の実施 様々な障害のため、来所や電話による消費生活相談が困難な市民のために、新たに、電子メールによる相談を実施する。多様なアクセス方法により情報を提供することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。	②⑩	①⑨	①⑨ 20年度の開始に向けて検討を行った。 ②⑩「インターネット消費生活相談」 平成21年1月開始 相談件数 5件	文化市民局 市民総合相談課
○		6 事業者に対する指導等の強化 消費者被害の救済を推進するため、事業者への不適正な取引行為に関する指導を強化する。	①⑨	①⑧	①⑧更なる指導の強化に向け、「不適正な取引行為を行う事業者に対する指導、勧告及び公表に関する実施要領」の改正作業を行った。 ①⑨同要領改正 (参考) 指導件数 ①⑦9件 ①⑧8件 ①⑨4件 ②⑩3件	文化市民局 市民総合相談課
○		8 京都府、京都府警察、京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化 悪質な事業者への対応強化や迅速な被害救済を図るため、悪質な事業者対策等に関する京都府との連携策の協議や、京都府警と共同した被害相談者対応など、更なる連携強化を図る。 (参考) ②⑩・合同事例研究会 6回出席(京都弁護士会主催) ・苦情処理研究会 6回出席(京都府主催) ・ヤミ金対策連絡協議会 3回出席(京都弁護士会主催) ・京都府多重債務問題関係機関対策協議会 1回出席(京都府主催)	①⑨	①⑧	①⑧・合同事例研究会 6回出席(京都弁護士会主催) ・ヤミ金対策連絡協議会 3回出席(京都弁護士会主催) ・その他 平成19年3月に近畿経済産業局及び京都府と合同で学生向けのマルチ被害に関するセミナーを開催し、消費生活専門相談員による出張相談コーナーを開設した。 ①⑨・合同事例研究会 6回出席(京都弁護士会主催) ・苦情処理研究会 6回出席(京都府主催) ・ヤミ金対策連絡協議会 3回出席(京都弁護士会主催) ・京都府多重債務問題関係機関対策協議会(京都府が事務局)が10月に設置され、本市も参画。 構成団体:京都府、本市のほか、京都府警察、京都弁護士会など、19の機関・団体等	文化市民局 市民総合相談課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○		⑱	10 消費者団体訴訟制度への支援策の検討 平成19年6月7日から導入される消費者団体訴訟制度について、適格消費者団体に対する消費生活相談情報の提供等の支援策を検討する。	⑲	⑱		⑱ 京都市消費生活関係機関等連絡調整合同会議(平成18年11月2日開催)において、学識経験者による消費者団体訴訟に関する講演を実施した。 国のガイドライン等を参考に情報提供等、支援についての具体策を検討した。	文化市民局 市民総合相談課
			⑲ 同制度の市民周知 (1)市民啓発 ・マイシティライフ 195 号(12 月 1 日発行) ・京・くらしの安心安全情報第 15 号(12 月中旬) (2)団体が行う周知活動の支援 ・消費生活講座「くらしのなっとくゼミナール」(9 月 26 日, 12 月 18 日)において、専門家を講師に招き、制度を分かりやすく解説した。				⑲ 消費者契約法施行規則第 31 条第 1 項第 2 号に基づき、適格消費者団体が行う差し止め請求権の行使に必要な消費生活相談情報を同団体の請求に基づき提供することとした。	
○		⑲	12 多重債務者対策の実施 平成 19 年 4 月に国の多重債務者対策本部がとりまとめた「多重債務問題改善プログラム」の具体的な取組として、同年 8 月、多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機とするべく、12 月 10 日から 16 日までの 1 週間を「全国一斉多重債務者相談ウィーク」とすることが同本部により決定された。これを受けて、12 月を目途に相談態勢の充実等を図る。	⑲			【⑲新設】 ・消費生活専門相談員による多重債務相談体制の整備 詳細な聞き取り、債務整理方法等に関する情報提供、弁護士等専門相談窓口への確実な取継ができる相談体制の充実を 19 年 12 月から実施した。(実施に備えた研修を 10 月～11 月に 6 回開催) ・庁内会議の設置(多重債務問題対策専門委員会) 消費生活行政推進会議に多重債務者対策に係る専門委員会を立ち上げ、19 年 10 月に第 1 回会議を開催した。(参照:2-(2)-イー1) ・関係機関との連携 京都府多重債務問題関係機関対策協議会(京都府が事務局)が 19 年 10 月に設置され、本市も参画し連携を図っている。(参照:2-(1)-8)	文化市民局 市民総合相談課
			(参考) 相談窓口の周知 ⑲・相談ダイヤル256-3160(さいむゼロ)の設置 ・多重債務相談啓発パンフレット 10,000 部 ・多重債務相談ダイヤル案内ポスター 200 枚 ⑳・多重債務は必ず解決できますポスター 400 枚(市営高速鉄道車内用)					

○	②⑩	・弁護士による多重債務特別相談の実施 相談者がより安心して気軽に相談でき、弁護士への受任を前提にじっくりと相談できる場を確保するために、弁護士による多重債務に関する無料相談を実施する。 (参考) ②⑪水曜日午前の相談枠を毎週に変更	②⑩	【②⑩新設】 平成 20 年 4 月開設 第 1, 3 水曜日の 17:30～20:30 第 2, 4 水曜日の 9:00～12:00 相談枠 各 8 定員 444 人 予約件数 331 人 相談件数 299 人	文化市民局 市民総合相談課
---	----	---	----	---	------------------

(2) 消費生活相談に関連する各種専門相談の充実

ア 各種相談事業の推進

○	②⑩	6 「自殺予防・自死遺族のこころのケア相談専用電話」の設置 近年、全国の自殺者数が3万人を超えており、自殺の原因として多くの要因が挙げられているところであるが、多重債務等の経済的要因もその一つとして挙げられている。そのため、相談窓口として、自殺予防・自死遺族のための専用相談電話を新たに設置し、市民の皆様がより安心して相談できる体制を整備する。	②⑩	○ 【②⑩新設】 自死遺族・自殺予防専用相談電話 『きょう・こころ・ほっとでんわ』 平成 20 年 11 月開始 火曜日の 9:00～12:00、木曜日の 13:00～16:00 対応者：臨床心理士，保健師，看護師，精神保健福祉士 相談件数 22 件	保健福祉局 こころの健康増進センター
---	----	--	----	---	-----------------------

イ 関係機関・団体等との連携の強化

○		1 本市の相談窓口のネットワーク化の推進 庁内連絡会議の開催等により、各相談窓口との協議や情報交換を推進し、連携して相談に当る。 (参考) ②⑩ 多重債務問題対策専門委員会 1 回開催	①⑨	①⑧ ①⑧平成 18 年 10 月、第 1 回庁内連絡会議を開催した。 ①⑨多重債務問題に関して、適切な対応を図るため、多重債務問題対策専門委員会を開催し、情報交換、問題の把握等に努めた。 開催:10 月, 12 月	文化市民局 市民総合相談課
---	--	---	----	---	------------------

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○		⑱	3 日本司法支援センター京都地方事務所との連携 日本司法支援センター京都地方事務所(法テラス京都)と十分な連携を図り、消費者被害の迅速かつ的確な救済をする。 (参考) ⑲平成 19 年 10 月 29 日、日本司法支援センター第 2 回京都協議会に出席、業務内容や活動の実施状況、今後の展望等の報告を受け、意見交換を行った。	⑱			平成 18 年 9 月 13 日、日本司法支援センター第 1 回京都協議会に出席、関係団体等で連携について協議した。なお、同センターは平成 18 年 10 月 2 日からの業務を開始した。消費者被害に迅速に対応するため、適宜、情報交換を行うなど、連携を図っている。 ・センター開設の周知に協力 平成 18 年 10 月、本庁舎、北庁舎に日本司法支援センター用の配架棚設置を依頼、各区役所・支所には、窓口にてリーフレット等の配布を依頼し、実施した。	文化市民局 市民総合相談課

基本方針3 消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保

項目数20

(1) 消費者被害の未然防止, 拡大防止

ア 消費者被害に関する情報提供の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手	
	○		1 緊急時における事業者名等の公表 今なお手口の巧妙化が進む架空請求被害の事例に関して、ホームページ以外の啓発情報誌にも事業者名の公表だけでなくその手口に関する記事を掲載し、被害の未然防止を図る。	⑳		⑳ マイシティライフへの記事掲載 ・ No.197 (6 月発行)「すぐに使えるちえぶくろ:架空請求・不当請求 Q&A」 ・ No. 199(12 月発行)「消費生活相談の小窓:インターネットの利用による高額被害」 (参考) 「京・くらしの安全情報」でも、架空請求事業者名の公表等、架空請求に関する啓発を適宜掲載している。	文化市民局 市民総合相談課
	○	⑱	2 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進 消費生活相談に寄せられる苦情や消費者被害に関する統計情報をより迅速に提供することにより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図る。	⑱		・ 平成 18 年 10 月、ホームページのリニューアル ・ 統計情報に加え、悪質商法やその対処法に関する情報等をまとめた「京・くらしの安心安全情報」を毎月発行 ⑰6 か月に 1 回 ⇒ ⑱毎月(10 月以降計 6 回)	文化市民局 市民総合相談課
(参考) ⑲・生活用品に関する重大な事故の報道の増加により、製品の安全性についての世間の関心が集まっていることから、毎月発行している「京・くらしの安心安全情報」で、製品事故に関する情報を積極的に掲載。 ・6 月から、特定商取引法違反の行政処分及び消費生活用製品の重大製品事故に係る公表についてホームページに掲載							

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○	①⑨	3 他都市との広域情報交換及び全国消費生活ネットワークの活用による被害情報の迅速、的確な把握 現在実施している近畿圏各都市との情報交換会議(近畿相談担当者連絡会議 年2回開催)に加えて、指定都市4市による事業者対策会議の開催などにより、広域的・統一的な対策を講じられる環境を整備する。	①⑨			①⑨平成 19 年 4 月、京阪神堺四都市事業者指導担当者連絡会を開催し、各都市の事業者指導基準等について情報の共有化を図った。 (参考) ②⑩ 京阪神堺四都市事業者指導担当者連絡会 1 回参加	文化市民局 市民総合相談課
	○		4 緊急時の事業者による危害情報提供への協力（再掲）	①⑧			参照 1-(1)-ア-2, 1-(1)-イ-2	
	○	①⑨	5 「出前講座」の充実 各会議・会合等、様々な機会をとらえ広く悪質商法に関する講座等を行うとともに、消費者リーダーの育成や地域における見守り活動の支援等のための講座等、市民・消費者の特性に応じたテーマに基づき内容の充実を図る。	①⑨			①⑨・地域・各団体への積極的な働きかけ 高齢者等を見守る立場の方の利用促進に向け、各地域包括支援センター、老人福祉員等への働きかけを実施した。 (参照3-(1)-イ-3) ・講座内容の充実 受講者の反応等をもとに、対象者別の実施方法等を検討し、講座内容の充実を図るため、消費生活相談員、啓発担当者による検討会を適宜開催し、パソコン、プロジェクター設備のある会場で使用するプレゼンテーションソフトを用いた資料づくりや、講座に寸劇を導入するなどの工夫を行った。 (実績:左欄参照) (参照 2-(1)-1, 4-(1)-7) (参考) ②⑩・学生向け講座の充実 大学生等、学生に分かりやすいものとするため、○×クイズの導入等、内容・構成の工夫を行った。 (大学生向け出前講座実績:2 校 2,995 名)	文化市民局 市民総合相談課

○	①⑨	6 くらしのみはりたい事業の実施 消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることを目的とし、地域社会の高齢者等を見守り、消費者被害情報等について通報する「くらしのみはりたい」を創設する。	①⑨	(参考) ②⑩登録者数:1,399名 (3月末現在)	①⑨ 消費生活相談において相談割合が高い高齢者に対して、日常生活の中で目配り、気配り等の身近な見守りを行い、万一、高齢者が被害にあった場合には、市民総合相談課への相談を奨励する「くらしのみはりたい」の募集を平成19年6月から開始した。 (登録者への活動支援の内容) ・「くらしのみはりたい」ステッカーを配付(玄関等への掲示用) ・市民総合相談課から、電子メール等により最新の消費生活情報(「京(みやこ)・くらしの安心安全情報」等)を提供 登録者の募集は、市民しんぶん等により周知したほか、冊子や出前講座等において周知を行った。 (3月末現在登録者数:513名)	文化市民局 市民総合相談課
○	②⑩	7 「消費生活相談・情報メール便」の配信 消費者契約に関するトラブルなどの情報を携帯電話やパソコンを通じて迅速に伝達するため、電子メール配信システムを活用して、事前に配信登録された消費者に「消費生活相談・情報メール便」を配信するサービスを開始する。	②⑩	○	【②⑩新設】 4月14日から登録受付開始し、情報メール便の配信を実施。 ・配信内容 PC版(パソコンの電子メール向け)、緊急情報版(パソコンと携帯電話の電子メールに対応)の2区分で配信 PC版:「京・くらしの安心安全情報」の内容を月1回の発行に合わせ配信 緊急情報版:国民生活センター発信の危害情報、製品評価技術基盤機構発信の特記ニュースなどから要点をまとめ、随時に配信 ・配信実績 配信実績 57回 (PC版 12回 緊急情報版 45回)	文化市民局 市民総合相談課

イ 関係機関・団体等との連携の強化

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○		1 京都府, 京都府警察, 京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化 (再掲)	①9	①8		参照 2-(1)-8	
	○	①8	2 大学コンソーシアム京都, 大学等への情報提供の実施 大学の学生生活支援担当部署, 大学コンソーシアム京都等へ消費生活に関する情報を提供する。 また, 新たに電子メールによる提供を推進する。	①8			大学の学生生活支援担当部署, 大学コンソーシアム京都に対し, FAX により情報提供を行うとともに, 10 月からは, 希望する大学には電子メールによる情報提供を行っている。 ①8情報提供 9 回(電子メールは 4 回目から) (参考) ①9情報提供 12 回 ②0情報提供 12 回 (平成 20 年度から電子メールは「消費生活相談・情報メール便」により配信)	文化市民局 市民総合相談課
	○		3 関係機関・団体等との連携による高齢者・障害者等への情報提供の推進 「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」(事務局 保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)を通じ, 判断能力の低下が危惧される高齢者, 障害者等の消費者トラブルに関するの情報提供を行っている。 ①7から第 1 部会の検討項目として「安心・安全な消費生活環境を整備するための取組」を設けており, 今後さらに積極的に情報を提供していく。	①9	①8		①8「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」 総会出席 1 回 (消費生活基本計画素案, 平成 17 年度消費生活相談等について, 情報提供及び意見交換) ①9ネットワークをもとに, 高齢者等を見守る立場の方の出前講座の利用促進に向け, 市民総合相談課から, 直接, 各地域包括支援センター等に働きかけを開始しており, その働きかけを通じて, 講座開催のほか, 積極的に連携し, 情報提供を推進している。	文化市民局 市民総合相談課

○		4 消費者団体、事業者団体との連携による情報提供の実施 消費者団体、事業者団体と積極的に連携し、消費者被害の未然防止・拡大防止のための情報提供を行う。	⑬	⑭	⑬・平成 18 年 10 月、消費者団体懇談会、事業者団体懇談会を立ち上げ 11 月 2 日に合同会議を開催。 ・消費者団体等に「京・くらしの安心安全情報」を配布。 ⑭・京都市消費者団体懇談会を開催(5 月、3 月) 消費生活に関する啓発の中心を担う「京(みやこ)・くらしのサポーター」養成講座の共催実施等について協議(参照 4-(2)-エ-2) ・生命保険協会懇談会に出席(10 月) ・損害保険協会との懇談会を開催(11 月) ・引き続き、消費者団体等に「京・くらしの安心安全情報」を配布。	文化市民局 市民総合相談課
○	⑮	5 消費者団体訴訟制度への支援策の検討(再掲)	⑬	⑭	参照 2-(1)-10	

ウ 地域等におけるネットワークの活用

○	⑮	2 高齢者福祉関係者等への被害防止ハンドブックの配布及び研修の充実 認知症の方や精神に障害を持つ方など、消費生活上必要な知識や判断の能力が十分でない方の消費者被害を防止するため、高齢者向けの「悪質商法撃退ハンドブック」を配布し、研修を実施する。	⑬	⑭	⑮ 高齢者向け「悪質商法撃退ハンドブック」を出前講座等で活用(配布)するとともに、希望団体等へ配布した。 印刷部数 計 34,000 部(注) 配布部数 27,400 部 (注)当初印刷部数 25,000 部に加え、18 年 6 月に 9,000 部を増刷。 ⑭ 各地域包括支援センター等へ出前講座の働きかけを開始した。(参照 3-(1)-ア-5) 社会福祉士、ケアマネージャー、ヘルパー等を主な対象者とした出前講座の実施回数:20 回	文化市民局 市民総合相談課
---	---	--	---	---	---	------------------

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○		3 地域福祉権利擁護事業の推進 京都市社会福祉協議会では、本市の補助を受け、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など判断能力が不十分なため福祉サービスを十分に利用できない方に対して、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理などを援助する制度として、同事業を実施しているが、契約件数の増加に伴い、補助額の増額等を行う。 (参考) ⑳契約実働件数 343 件(3 月末現在)	⑲	⑳		⑱・ 契約実働件数 281 件(3 月末現在) ・ 補助額(決算) ⑰36,401 千円 ⇒ ⑱43,823 千円 ・ 契約件数の増加に対応し、事業の更なる充実を図るため、基幹的社協の増設を検討している。 ⑲事業の更なる充実を図るため、全ての区に基幹的社協を設置した。 ・ 契約実働件数 321 件(3 月末現在)	保健福祉局 地域福祉課
○		⑱	5 認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業の実施 認知症に関する基礎的知識と具体的な対応方法等の普及及び啓発を推進し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指す。 平成 21 年度末までに認知症あんしんサポーター 1 万人を養成する。 (参考) ㉑新たな目標を設定し、事業を引き続き推進。 目標:平成 26 年度末までに認知症あんしんサポーター累計 5 万人を養成する。	㉑	⑳		認知症あんしんサポーターリーダー養成人数 ⑱274 人 ⑲732 人 ㉑387 人 累計㉑1,393 人(3 月末現在) 認知症あんしんサポーター養成人数 ⑱ 3,854 人 ⑲5,418 人 ㉑6,309 人 累計㉑15,581 人(3 月末現在) * 平成 20 年 6 月に認知症安心サポーター養成数累計 1 万人の目標を達成。	保健福祉局 長寿福祉課

(2) 事業者の不適正な取引行為の防止

	○		1 事業者に対する指導、勧告及び事業者名等の公表 条例改正に伴い、指導等の実施マニュアルを改定する。また、京都府とも悪質な事業者対策に関する連携策を協議し、その実効性の向上を図る。 (参考) ・事業者指導件数 ⑲9 件 ⑱8 件 ⑲4 件 ㉑3 件	⑲	⑱		⑱・ 「不適正な取引行為を行う事業者に対する指導、勧告及び公表に関する実施要領」の改正作業を行った。 ・ 事業者対策に関する連携策について京都府と協議。 ⑲上記要領改正	文化市民局 市民総合相談課
	○		2 京都府、京都府警察、京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化 (再掲)	⑲	⑱		参照 2-(1)-8	

○		3 不適正な取引行為についての事業者、事業者団体に対する周知徹底 事業者が不適正な取引行為を行った場合、その事実をその業界の事業者団体に通知し、傘下の事業者に周知することにより、他の事業者による同様の行為の発生を防ぐ。	⑳		⑳ 事業者団体との情報交換に併せて、当該業界に特有の苦情相談事例について周知し、同様の行為の防止を依頼した。 実績 ⑳ 3 団体 参照 3－(2)－5	文化市民局 市民総合相談課
○		5 事業者団体と連携した悪質事業者対策の推進 不適正な取引行為について、その原因や対策等を関係団体と協議し、業界内の自浄作用の促進を図る。	⑳		⑳ 不適正な取引行為とその防止等について情報交換を行うため、事業者団体と協議する機会を設け、今後についても定期的な開催を図ることとした。 5/30 日本生活向上協会 6/18 新聞公正取引京都市支部協議会 2/2 京都損害保険代理業協会	文化市民局 市民総合相談課
○	⑱	6 消費者団体訴訟制度への支援策の検討（再掲）	⑲	⑱	参照 2－(1)－10	

基本方針 4 消費者の自立支援 項目数28

(1) 様々な機会を通じた情報提供の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○	⑱	3 「保健所ニュース」等による消費生活に関する情報提供の推進 食についての啓発など、消費生活に関する情報提供の推進や、各種教室事業を実施する。 家庭内での製品事故の防止や事故防止のための商品の紹介等を掲載した「子どもの事故実践防止マニュアル」を配布するなど、消費生活に関する情報の提供を充実させる。	⑱			・保健所等における各種教室事業等での啓発 ・保健所ニュース等での啓発 ・子どもの事故防止実践マニュアルの配布(平成 18 年 6 月～) (参考) ⑲, ⑳ ・保健所等における各種教室事業等での啓発 ・保健所ニュース等での啓発 ・子どもの事故防止実践マニュアルの配布	保健福祉局 保健医療課
	○		4 環境に関する様々な冊子類の発行 「グリーン購入促進事業における会報誌」ほか、ごみ減量やリサイクルを促進するための冊子類の発行を充実させる。	⑱			「京(みやこ)のごみ減量事典」を作成・配布(平成 18 年 9 月) 発生抑制・再使用など上流対策によるごみ減量やリサイクルを促進するため、「京(みやこ)のごみ減量事典」を作成し、京都市内全戸に配布した。 (参考)⑲, ⑳ 市民しんぶんの折込みちらしとして「京のごみ減量事典」に補足する内容を掲載し、全戸に配布。	環境政策局 循環企画課
○		⑲	7 関係機関・団体との連携による啓発キャンペーンの実施 京都府、京都府警察、消費者団体等と連携し、啓発キャンペーンを実施し、被害の未然防止を図る。	⑲			⑲11 月 17 日に西京区民ふれあいまつりの野外ブースに、市民総合相談課から「悪質商法とその対処法」をテーマとして出展し、西京区生活安全推進協議会と連携して消費者啓発キャンペーンを実施した。 (参考:生活安全推進協議会の取組事例) 参照 4-(2)-ア-1の 囲み欄(参考取組)	文化市民局 市民総合相談課
	○	⑳	8 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進(再掲)	⑳			参照 3-(1)-ア-2	

(2) 消費者教育・啓発の充実

ア 様々な学習機会の拡充

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○	⑱	1 消費生活に関する講座や教室の充実 消費生活に関する情報を提供するとともに、市民の消費生活に対する理解を深め、意識の高揚を図るため、消費生活に関する講座を充実する。 「消費生活講座」を「くらしのなっとくゼミナール」と名付け、開催回数の増加を図る。	⑱			・「くらしのなっとくゼミナール」を年4回開催する。 ⑰ 1回 参加者55人 ⇒ ⑱ 4回145人 第1回 5/29 テーマ「欠陥住宅・悪質商法」(参加者38人) 第2回 8/8 テーマ「インターネット, リサイクル(夏休み親子教室)」 (参加者33人) 第3回 11/29 テーマ「食品表示」 (参加者44人) 第4回 3/1 テーマ「ファイナンシャルプラン, 生命保険」 (参加者30人)	文化市民局 市民総合相談課
(参考) ⑳「くらしのなっとくゼミナール」を年5回開催 第1回 6/18 テーマ「悪質商法の手口と対処法」, 「多重債務問題の現状と解決方法」(参加者:37人) 第2回 7/16 テーマ「食品の安心・安全を守るために」(参加者:44人) 第3回 8/20 テーマ「長寿社会に向けた生活設計」(参加者:46人) 第4回 9/17 テーマ「今日からできるエコライフ」(参加者:39名) 第5回 11/24 テーマ「インターネットトラブルから学ぶ賢いネット利用」(参加者:38名)								
(参考取組 ⑲) キッズタウン in 東山の開催 区内の児童が遊びを通じ職業体験や購買・消費行動などの社会体験をすることにより、自ら考え、行動できる主体性や創造力の向上を目的に開催する。 平成20年3月22日(土)開催 場所:東山区総合庁舎, 対象:区内小学生 主催:東山区生活安全推進協議会 東山区役所 まちづくり推進課								

○	⑱	4 計量に関する学習事業の推進 新規事業として、「夏休み親子計量教室」を実施する。	⑱	平成 18 年 8 月,小学生5・6年生とその保護者を対象に,計量に関する学習の場として,親子教室を開催した。(親子 12 組応募「計量検査所見学,棒はかりの作成等」) (参考) ⑲ 第 2 回計量教室(実施日 8 月 20 日,参加者 6 組) ⑳ 第 3 回計量教室(実施日 8 月 18 日,参加者 10 組)	産業観光局 計量検査所
○	⑲	11 ウェストスリムクラブの実施 食事バランスガイドの学習や運動等を繰り返し体験することにより健康づくりの意識の向上や生活習慣の改善を促し,メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防を図る。	⑲	【⑲新設】 保健所・支所において1コース(7回)で開催した。 14 コース(98 回)受講者 992 人 (参考) ⑳・平日に保健所・支所において1コース(3回)で開催した。14コース(42回)受講者430人。 ・休日にヘルスピア21において1コース2回で開催した。8コース(16回)受講者59人。	保健福祉局 保健医療課
○	⑲	12 食育推進コンテストの開催 朝食を欠食する市民の割合を減少させ,望ましい食生活の習慣の形成を図ることを目指し,朝ごはんをテーマにしたコンテスト(わくわくこんだてじまん)を実施する。	⑲	【⑲新設】 食育コンテスト「わくわくこんだてじまん(朝ごはん)」募集ビラ 4,000 部を配布し, 24 作品の応募があった。審査の結果,市長賞1名,優秀賞 4 名,入選 4 名を「京(みやこ)・食のフォーラム2007」で表彰した。 「献立レシピ集」冊子を 3,000 部作成。	保健福祉局 保健医療課
		(参考) ⑳ 平成 20 年度食育コンテスト「わくわくこんだてじまん(あさごはん)」募集ビラ 4,000 部を配布し, 361 作品の応募があった。審査の結果市長賞 1 名,食育推進協議会長賞 2 名,入選 10 名を「鍋まつり」のイベントブースで表彰した。「献立レシピ集」を 5,000 部作成。			

イ 学校における消費者教育の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○		⑱	2 消費生活に関する中学生向けの冊子の作成・配布 中学生の消費者被害を未然に防止し、将来の様々な消費者トラブルへの備えとして消費者に必要なバランス感覚を養うための消費者教育の推進に向け、中学生向けの冊子を作成し、市内中学校に配布する。	⑱			・ 中学生向け消費者教育冊子「あなたはだいじょうぶ?! (中学生編)」 47,000 部発行(⑲に配布) 京都市総合教育センターの指導主事(社会科, 家庭科)と学校現場の教員に監修を依頼, 内容について協議し, 作成した。 (参考) ⑲ 市内全中学生に配布 ⑳ 新入生に配布	文化市民局 市民総合相談課
○		⑱	4 「スチューデントシティ・ファイナンスパーク」の開設 - 小学生を対象とした「スチューデントシティ」 銀行, 商店, 新聞社, 区役所等からなる「街」を再現し, 消費者役と会社員役, それぞれの立場での役割を体験し, 社会や経済の仕組み, 社会と自分との関わりを理解する。 - 中学生を対象とした「ファイナンスパーク」 「街」で, 税金・保険をはじめ食費や光熱水費, 教育費等の試算, 商品やサービスの購入・契約などを体験し, 社会に溢れる情報を適切に活用する力や生活設計能力などを育成する。	⑱			平成 19 年 1 月元滋野中学校に開設 モデル・試行実施を行い, 小中学校合わせて, 46 校 約 3,000 名が体験学習を実施。 (参考) ⑲スチューデントシティ 試行実施 小学校 101 校 ファイナンスパーク 試行実施 中学校 25 校 合わせて約 8,700 名が体験学習を実施 ⑳本格実施 スチューデントシティ 小学校 177校 (小学校5年生が対象) ファイナンスパーク 中学校 32校 (中学校・総合支援学校が対象) 合わせて約15,000名が体験学習を実施	教育委員会 京都まなびの街 生き方探究館
	○	⑲	6 「出前講座」の充実 (再掲)	⑲			参照 3-(1)-ア-5	
	○	⑲	8 大学コンソーシアム京都, 大学等への情報提供の実施 (再掲)	⑲			参照 3-(1)-イ-2	

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○	⑱	9 小学校・中学校・総合支援学校における食育の推進 日本料理に学ぶ食育カリキュラムの策定・実施 日本料理を通じて食に対する興味関心を高め、五感を働かせて食することの大切さを子どもたちに習得させるよう、さらには伝統文化の継承・発展を目指すため、日本料理アカデミーと連携し、「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」を策定・実施する。 注) 総合支援学校: 平成19年4月に総合養護学校から名称変更	⑳	⑱		日本料理に学ぶ食育カリキュラムモデル実施校 ⑰ 5校 ⇒ ⑱ 8校 ⇒ ⑲ 18校 ⇒ ㉑ 17校 ⑲平成20年3月「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」を策定、同指導資料集を発行 ㉑市立小・中・高等学校に上記資料集を配布(カリキュラム実施の模範となるモデル実施校は継続)	教育委員会 学校指導課
○		⑱	10 食育指針の策定 食育基本法の趣旨に則り、学校における魅力ある食育の推進を図るため、京都市全体の食育推進方針を踏まえ、学校給食を通じた食育の指針を策定する。	⑱			「京(みやこ)・食育推進プラン」の基本方針を踏まえ、同プラン中に学校給食を通じた食育の推進を盛り込み、その目標を達成するために給食を通じて取り組む項目として、地産地消(知産知消)の推進、伝統的な食文化への関心と理解、日本型食生活の普及を図ることとした。	教育委員会 体育健康教育室
○		⑱	11 食育事例集の作成 食育に関するこれまでの実践の中から、優れた指導案を事例集としてまとめ、全校の食育の一層の充実を図る。	⑲	⑱		⑱「京(みやこ)・食育推進プラン」において、「学校における食育事例集(仮称)」などの食育啓発冊子の作成を盛り込んだ。 (参考) 平成18年度は「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」実践事例集を作成し、各校に配付した。 ⑲「京都市版食に関する指導実践事例集」を作成し、教科における指導事例や地域との連携事例等を全校に配付した。	教育委員会 学校指導課 体育健康教育室

○	①⑨	17 小・中学生の環境体験学習プログラム 小学生を対象とした、ごみの行方及びリサイクル製品等のパネルや分別種類ごとの資源回収ボックス箱等を使用した、ごみの分別、リサイクルの体験学習や、小・中学生を対象とした環境をテーマとする絵画コンクールを実施することで、小・中学生が、目に見える形でリデュース、リユース、リサイクルの3Rの意義や目的を意識できるよう、環境教育の充実を目的とした支援事業を行う。	①⑨	【①⑨新設】 モデル校3校の児童に対して、プラスチック製容器包装の分別に重点を置いたごみの分別の体験学習とリサイクルの過程、3Rの意義などを説明した授業を行ったほか、環境絵画展を実施した。 環境絵画展には357枚の応募があり、12月2日(日)開催の「京(みやこ)のごみ減量宣言シンポジウム」会場で展示し、表彰を行った。 (参考) ②⑩ 小中学生を対象とした環境教育の充実に向け、ごみの減量・リサイクル等に関するDVD教材の制作を行った。	環境政策局 循環企画課
---	----	---	----	---	----------------

ウ 自主的な学習活動の支援 (該当項目なし)

○	①⑨	2 「出前講座」の充実 (再掲) 3 市民生活センターにおける消費者団体、事業者団体の情報提供コーナーの設置 市民生活センター内に消費者団体、事業者団体の情報提供コーナーを設置し、活動の紹介や知識の普及等に関する冊子類の閲覧・配布等を行う。	①⑨	参照 3-(1)-ア-5 ①⑧ 市民生活センターの啓発冊子類の配架方法や相談窓口等、センターのレイアウト変更を含め、情報コーナーの設置に向け検討。 ①⑨・カウンター等のレイアウト変更を実施(6月) ・変更後の書架配置をベースに、市民総合相談課、関係機関・団体等の冊子、パンフレット類を、イベントや相談事業、市民生活関連等に分類して、市民に分かりやすく配置 ②⑩ 4月から事業者団体(社団法人消費者関連専門家会議(ACAP))による消費者啓発資料常設展示コーナーを設置した。	文化市民局 市民総合相談課
---	----	--	----	--	------------------

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○		②⑩	6 消費者力パワーアップのための講座の開設 学習機会を提供し、自主的な学習へのきっかけづくりを行うための講座の次のステップとして、悪質商法に対する対処法と正しく判断し契約する力をより積極的に身につけるための講座を開設する。	②⑩		○	【②⑩新設】 「消費者力パワーアップセミナー」 6 月 24 日から 9 月 30 日まで、全 5 回。 京都生活協同組合、NPO 法人コンシューマーズ京都との共催で開催。(財)日本消費者協会が実施している「消費者力検定(消費生活能力検定試験)」*の受験テキストを用い、その受験も目標の一つとできる講座とした。 受講者数 135 名(延べ人数) (消費者力検定受検者数 7 名 級認定 2 級:1 名 3 級:3 名 4 級:2 名 5 級 1 名)	文化市民局 市民総合相談課
* 消費者力検定は、同協会が、「消費生活について正しい知識を持ち、生活上手になるために必要な能力」を「消費者力」として、国民全体の消費者力アップを目指して平成 16 年から実施している。同検定の受験者数は、1 回目 3,500 名弱、2 回目以降は毎回 5,000 名を超えており、平成 20 年 11 月 9 日(日)に第 5 回の検定が実施された。								

エ 地域社会等におけるリーダーの育成

○	1 消費生活モニター制度の運営 (リーダー育成) 新たに、地域社会等における消費者リーダーの育成の視点から、消費生活モニターの見直しを行う。	⑪⑨	⑪⑧	⑪⑧モニターの活動内容の検討を行った。 ⑪⑨消費生活に関する啓発の中心を担う「京(みやこ)・くらしのサポーター」の養成につなげることをねらいとして、活動内容に「目配り」、「気配り」によって地域の見守りを行い、消費生活相談を紹介する「くらしのみはりたい」活動を加えた。	文化市民局 市民総合相談課
	(参考) 消費生活モニターの「京:くらしのサポーター」養成講座受講者 ⑪⑨8 名 ⑪⑩7 名				

○		2 地域等で活動する団体等への学習活動の支援 市民生活センターにおいて、消費者の学習用としてビデオテープ・図書の貸出を行うとともに、消費者団体の会合や勉強会などの自主的な催しに対し研修室、会議室の無料貸出を行い、また、適宜、講師の紹介やグループの勉強会の企画についてのアドバイスを行っているが、団体等の学習活動の促進のため、支援策の一層の充実を図る。 また、消費生活に関する講座を団体等と共催することにより学習活動の支援を行う。	①⑨	①⑧	①⑧より利用しやすいものとなるよう、資料の整理を行うとともに、講座の共催方法について検討。 ①⑨消費生活に関する啓発の中心を担う「京(みやこ)・くらしのサポーター」養成講座を本市と京都市消費者団体懇談会との共催事業として実施した。 (全8回 平成19年10月～平成20年3月) (参考) ②⑩「京(みやこ)・くらしのサポーター」養成講座(追加募集分)を19年度同様に実施した。 (全8回 平成20年6月～平成21年1月)	文化市民局 市民総合相談課
○		3 消費生活に関するリーダー育成事業の実施 市民が消費者トラブルの被害者とならず、安心・安全な消費生活をおくるために必要な正しい知識と有効な情報の普及を目指し、各地域において、市民による普及啓発活動や近隣の高齢者等を見守る活動を促進させるため、その担い手たるリーダーの育成を検討する。	①⑨	①⑧	①⑧平成19年度実施に向けて検討。 ①⑨地域での啓発活動を充実させ、悪質商法被害の未然防止を図るために、消費生活に関する啓発の中心を担う「京(みやこ)・くらしのサポーター」養成事業を平成19年10月から開始した。(養成講座申込数:50人、うち修了者24人) (参考) ②⑩・養成講座 修了者22人 ・修了者のフォローアップ講座(5回) 受講者延べ82人	文化市民局 市民総合相談課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○		②⑩	5 「子どもを取り巻く緊急課題」語り部養成講座の開設 子どもの命にかかわる「薬物」「エイズ」「虐待」「携帯電話・インターネット」等をはじめとした緊急課題の解決に向け、各地域・学校等で活躍できる人材を養成するための講座を開催し、講座修了者は、「語り部」として、家庭教育学級や人づくり21世紀委員会の行政区別研修会等で活動する。 特に、平成20年度は、「携帯電話・インターネット」の課題解決に向け、NPO青少年メディア研究協会と連携しながら、現状等を分かりやすく解説し、課題解決に向けた実践行動を提示する「語り部」を養成する。	②⑩			【②⑩新設】 「語り部」(携帯電話市民インストラクター)を養成し、家庭教育学級等で周知・啓発活動に努めた。 携帯電話問題インストラクター養成講座 8月7日～9日 全4回 講座修了者 31名 研修会及び意見交換会 3回 活動実績 43回	教育委員会 生涯学習部

(3) 消費者の意見の反映

○	⑮	1 消費生活施策に関する申出制度の運営 京都市消費生活条例に基づく申出制度を実施する。	⑮		申出に関する要綱等を整備(平成18年4月) (参考) 申出件数 ⑮⑰⑱0件	文化市民局 市民総合相談課
○		2 消費生活審議会の運営 消費生活審議会委員を選出するに当たり、様々な団体の中から消費者の意見を述べたり、消費者の実情を把握している団体を選出するとともに、市民公募委員を選出し、市民参加を推進する。	⑮		委員数 20人 学識 8人 消費者団体 5人 公募市民 2人 高齢者福祉団体 1人 事業者団体 4人 (参考) 委員の任期満了(2年)により、平成20年12月に改選。各区分の人数変更なし。	文化市民局 市民総合相談課
○	⑮	4 消費生活モニター制度の運営 (意見反映) 消費生活モニター制度を見直し、人数を倍増し、消費者の意見の反映を図る視点から、意見聴取の機会の拡充を図る。 (参考) ②⑩登録者数 65人、アンケート調査は年間12回実施。 テーマ:商品表示、消費者啓発、京の食文化、家計、悪質商法等	⑮		次のとおり、機会の拡充を図った。 (モニター人数) ⑰42人 ⇒ ⑱80人 (アンケート調査) ⑰年間5回 ⇒ ⑱年間12回	文化市民局 市民総合相談課

○	⑮	6 消費者・事業者・行政等の意見交換会の開催 消費生活施策について本市と意見交換し、また、消費者と事業者が意見交換できるよう、消費者団体、事業者団体との懇談会を定期的に開催する等の取組を推進する。	⑲	⑮	⑮京都市消費生活関係機関等連絡調整合同会議の実施（11月2日開催） 参加団体数：消費者団体8、事業者団体8 ＊「消費者団体懇談会」「事業者団体懇談会」の合同会議として開催した。 ⑲・京都市消費者団体懇談会を開催（5月30日、3月18日開催） （参考） ⑳・京都市消費者団体懇談会を開催（5月19日、1月28日開催）	文化市民局 市民総合相談課
					京都市食品衛生監視指導計画に基づき、市民及び食品関係事業者に対して各種講習会を実施した。 ⑲・消費者向け講習会 実施回数72回 受講者数1,875人 ・事業者向け講習会 実施回数365回 受講者数11,375人 （参考） ⑳・消費者向け講習会 実施回数100回 受講者数2,636人 ・事業者向け講習会 実施回数345回 受講者数11,441人	保健福祉局 生活衛生課
○		8 消費者意見の事業者への提供の推進 ・事業者団体懇談会等を活用し、消費者の意見を提供する。	⑲		⑲・生命保険協会懇談会に出席（10月15日） ・損害保険協会との懇談会を開催（11月19日） （参考） ⑳・生命保険協会懇談会に出席（10月15日） ・損害保険協会との懇談会を開催（11月19日）	文化市民局 市民総合相談課

基本方針 5 豊かにくらすことができる環境の整備・創造 項目数26

(1) 食の安全の確保に向けた取組の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○		①⑨	1 食の安全に関するシンポジウム・講座等の開催 ・京(みやこ)・食の環境づくりフォーラム 2007(仮称)の開催 生涯にわたる健康で豊かな生活の実現を目指して、食育に関係する各機関・団体が結集し、市民に食育に関する情報を発信して食育への関心を喚起し、「食」に関して今一度見つめなおす『食』の再発見を市民運動として展開するきっかけ作りを行う。	①⑨			【①⑨新設】 11月3日にみやこめっせにおいて「京(みやこ)・食のフォーラム2007」を開催し、約 6,000 人の参加があった。 (①⑨終了)	保健福祉局 保健医療課
	○	①⑧	5 小学校・中学校・総合支援学校における食育の推進 (再掲)	②⑩	①⑧		参照 4-(2)-イ-9	
○		①⑧	6 食育指針の策定 (再掲)	①⑧			参照 4-(2)-イ-10	
○		①⑧	7 食育事例集の作成 (再掲)	①⑨	①⑧		参照 4-(2)-イ-11	
○		①⑧	9 地域における食育推進事業の実施 子どもが心身ともに健やかに育ち、生きる力や社会への適応力を培っていけるよう「食育」の取組みを行い、「食べる力」を育む地域を目指す。 ・区内の生徒・児童を対象に「食に関するアンケート」を実施する。 ・子どもたちから募集した献立を子ども自身で調理・試食する「子どもレストラン」や、地産地消の取組みとしての野菜の展示即売会、募集したイラストの展示等を行う「子どもレストラン & 食育フェスタ in 西京」を開催する。 ・食育に関する講演及びシンポジウムを開催する。	①⑧			・「食に関するアンケート」の実施 区内の小学5年生、6年生及び中学2年生を対象に7月に実施し、4,204 人から回答を得た。 ・「子どもレストラン & 食育フェスタ in 西京」の開催 11月25日、桂中学校にて開催した。 ・講演会・シンポジウムの開催 平成19年2月3日、エミナースにて開催した。 ・啓発冊子の発行 アンケートや子どもレストラン、シンポジウム等の結果を掲載した食育事業報告書を作成した。 (①⑧終了)	西京区役所 総務課
○		①⑨	15 ウェストスリムクラブの実施 (再掲)	①⑨			【①⑨新設】 参照 4-(2)-イ-11	
○		①⑨	16 食育推進コンテストの開催 (再掲)	①⑨			【①⑨新設】 参照 4-(2)-イ-12	

(2) 環境に配慮した活動の推進

○	①⑨	1 環境に関するシンポジウム・講座等の開催 ・COP3開催10周年記念シンポジウム 平成19年12月に地球温暖化防止京都会議の開催10周年を迎えるに当たり、地球温暖化対策の取組状況と今後の方向性や展望を考えるシンポジウム等を府市協調で実施する。	①⑨			【①⑨新設】 シンポジウム、フォーラムを開催 「京都議定書シンポジウム」 平成 19 年 12 月 1 日(土)に国立京都国際会館で開催 参加者約 1,300 人 「脱温暖化フォーラム in 京都」 平成 19 年 11 月 23 日(祝)にKBSホールで開催 参加者 590 人 (①⑨終了)	環境政策局 地球温暖化 対策室
		・家庭ごみ有料化1年シンポジウム(仮称) 有料指定袋制実施後、1年間の取組経過やごみ減量効果等に関するプレゼンテーションのほか、「持続可能な循環型社会の構築」に関するパネルディスカッションなどを含むシンポジウムを 12月頃開催し、環境意識のさらなる高揚を図るとともに、ごみ減量の取組をより一層推進する。				【①⑨新設】 「京(みやこ)のごみ減量宣言シンポジウム」 平成 19 年 12 月 2 日(日) 京都市勧業館みやこめっせにて開催 来場者 約 1,300 人 (①⑨終了)	環境政策局 循環企画課
○	①⑨	6 太陽光発電システムの普及促進 ・設置助成制度の拡充 家庭部門での太陽光エネルギーの活用を更に促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るため、住宅用太陽光発電システム設置助成制度を拡充する。	①⑨			戸建て住宅向けに加え、平成 18 年度から、分譲共同住宅の共用部分への設置を助成対象に追加した。 ・助成件数 ①⑦172 件 ⇒ ①⑧224 件 (参考) 平成 19 年度からは、分譲共同住宅(共用部分への電力供給)に対する助成金額を倍に増額した。	環境政策局 地球温暖化 対策室
		・設置助成制度の対象拡大(賃貸共同住宅) 太陽光発電システムの設置助成制度について、戸建て住宅、分譲共同住宅の共用部分に加え、賃貸共同住宅の共用部分への設置にも対象を拡大し、実施する。				【①⑨新設】 19 年 6 月 1 日から申請受付開始 ・賃貸共同住宅の助成件数 2 件 (参考) 助成制度全体の助成件数 ①⑨191 件 ②⑩103 件	環境政策局 地球温暖化 対策室

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着 手 (推進中)	未着手		
	○	⑱	7 リユースびん(リターナブルびん)*等の拠点回収の推進 繰り返し使用できるリユースびんを可能なかぎり再使用するため、スーパーや小売店など市民が身近にリユースびんを持参できるよう回収拠点を増設する。 * リターナブルびん(生きびん)については、「リデュース、リユース、リサイクルの3R」等で用いられる、より一般的な用語として、リユースびんの呼称を用いて普及・啓発を図っており、本計画においても、その呼称に改める。	⑱			⑰44 拠点 ⇒ ⑱47 拠点 (参考) ⑲79 拠点(内 25 拠点は協力酒販店) ⑳79 拠点(内 25 拠点は協力酒販店)	環境政策局 まち美化推進課
	○		8 使用済みてんぷら油の燃料化事業の推進 ・回収拠点の増設 京都市内の家庭から排出される廃食用油(使用済みてんぷら油)は、京都市廃食用油燃料化施設において、環境に優しいバイオディーゼル燃料に再生し、ごみ収集車や市バスの燃料として使用しているが、事業の推進を図るため、回収拠点を増設する。	⑱			⑰956 拠点 ⇒ ⑱1,013 拠点	環境政策局 まち美化推進課
	○	⑲	・市民回収に対する助成制度の創設 回収量の増大を図るため、助成金制度を新たに創設することにより、回収拠点を 1,200 拠点以上設置することを目標に設定して事業を推進する。	⑲			【⑲新設】 助成金制度を 9 月 1 日に創設 回収拠点が 1,202 拠点到増加した。 (参考) ⑳1,352 拠点	環境政策局 まち美化推進課

○

16

フリーマーケットの開催

ごみ減量, リサイクルを目的に家庭で不用となったものを販売する場を増設する。

(参考)

⑳フリーマーケット開催状況 (右欄継続分)

京都市役所前広場 年 13 回	環境政策局 循環企画課
東山区民ふれあいひろば (6 月 1 日(日)に開催)	東山区役所 まちづくり推進課
ふれあい“やましな” 区民まつり (11 月 23 日(祝)に開催)	山科区役所 まちづくり推進課
下京門前市 (8 月 31 日(日)に開催)	下京区役所 総務課
右京区体育振興会連合会オリエンテーリング (11 月 23 日(祝)に開催)	右京区役所 まちづくり推進課

⑲

⑳

“いらなくなったらいる人へ”をテーマに京都市ごみ減量推進会議が, 京都市役所前広場においてフリーマーケットを開催している。
開催回数 ⑰13 回 ⇒ ⑱13 回 ⇒ ⑲13 回
(概ね月1回, 日曜または祝日に開催)

平成 19 年 12 月 2 日(日)に京都市勧業館みやこめっせにて開催した「京(みやこ)のごみ減量宣言シンポジウム」でフリーマーケットを行った。
出店件数 60 件 (⑲終了)

東山区民ふれあいひろばにおいてフリーマーケットコーナーを設けている。
出店件数 ⑰15 件 ⇒ ⑱10 件 ⇒ ⑲8 件
(6 月の日曜に開催)

ふれあい“やましな”実行委員会主催の区民まつりにおいて, ごみ減量, リサイクルを目的に家庭で不用となったものを販売する場を提供する。
出店件数 ⑰40 件⇒ ⑱40 件 ⇒ ⑲40 件
(11 月 23 日(祝)に開催)

下京区基本計画推進事業「下京門前町ルネッサンス」における催しの1つとして, フリーマーケット(名称「下京門前市」)を実施している。
出店件数⑰76 件 ⇒ ⑱71 件 ⇒ ⑲雨天中止
(2 会場合計)(9 月の日曜に開催)

右京区体育振興会連合会主催のオリエンテーリング開催日に, 嵯峨小学校においてフリーマーケットを実施している。
出店件数⑰50 件 ⇒ ⑱50 件 ⇒ ⑲50 件
(11 月 23 日(祝)に開催)

環境政策局
循環企画課

環境政策局
循環企画課

東山区役所
まちづくり推進課

山科区役所
まちづくり推進課

下京区役所
総務課

右京区役所
まちづくり推進課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○		⑱	18 京都発 CO2 マイナス10プロジェクトの推進 「始めよう！暮らしの中から脱温暖化」をテーマに次の事業を実施する。 1 京(きょう)からエコライフ宣言 家庭でできる温暖化防止の取組の実践を宣言していた。また、宣言だけにとどまらず、環境家計簿の取組を周知するなど、宣言者が継続して地球温暖化対策に取り組める仕組みづくりを行う。 2 CO2 排出量削減 10%モデル事業 モデル地域(3地域)において、省エネ講習会の実施や相談員の派遣、電気消費量が一目で分かる「省エネナビ」(導入予定台数1地域20台)の貸与等を実施する。 3 こどもエコライフチャレンジ推進事業 子ども向け環境家計簿「こどもエコライフチャレンジ」を用いて 11 小学校(⑱3校)で、5年生児童を対象とした学習会を実施し、子どもを中心に家庭でエコライフに取り組む。	⑱			【⑱新設】 1 京(きょう)からエコライフ宣言 19 年 10 月 1 日から宣言受付開始 41,855 世帯, 119,105 人が宣言した。 2 CO2 排出量削減 10%モデル事業 3 地域(北区大宮,山科区勧修, 右京区御室), 46 世帯を対象に実施した。 3 こどもエコライフチャレンジ推進事業 市内 11 校で実施し, 約 900 名が参加した。 (参考) ⑳1 京(きょう)からエコライフ宣言 累計 127,533 人 2 CO2 排出量削減 10%モデル事業 3 地域, 42 世帯を対象に実施 3 こどもエコライフチャレンジ推進事業 市内 50 校で実施, 約 3,300 名参加	環境政策局 地球温暖化 対策室

○	①⑨	19 ごみ減量アドバイザーの設置 市民のごみ減量・リサイクルの取組を支援するため、まち美化事務所に相談窓口を設置し、地域における拠点回収やごみ減量の輪を広げ、地域の様々な取組を推進していく環境づくりを行うとともに、分別収集の拡大など新たな取組のPRや協力要請を行う。	①⑨	【①⑨新設】 ごみ減量・リサイクル活動に実績のある、民間で活躍していた人材を「ごみ減量アドバイザー」として平成 19 年 6 月 1 日に採用し、各まち美化事務所に配置した。 市民の相談を受け付けるほか、各所管地域内で積極的に、ごみ減量推進事業、ごみ減量推進会議、各種拠点事業について広報、啓発を行う。 (参考) ②⑩ 継続実施し、取組の一層の浸透を図った。 (②⑩終了)	環境政策局 まち美化推進課
○	①⑨	20 区民提案型パートナーシップ事業(仮称)の推進 市民がごみ減量やまちの美化、脱温暖化等を目的とした身近な取組を推進するため、これらの取組に寄与する自治組織や市民団体等が実施する区役所と協働して実施する取組に対して助成を行う。	①⑨	【①⑨新設】 「各区環境パートナーシップ事業」 区役所と市民活動団体が協働で行う取組に対して、全区・支所へ補助金を令達し、助成を行っている。区民ふれあいまつりにおける環境啓発活動や、不法投棄対策など幅広い取組に活用されている。 (参考) ②⑩引き続き、事業を継続している。	環境政策局 循環企画課
○	①⑨	21 ごみ減量先進的取組支援 「脱温暖化社会」「循環型社会」の構築に向けた先進的な環境技術の開発や調査研究等の事業について、募集を行い、必要書類の提出後、学識経験者や市民団体等で構成する採択委員会等で選考を行い、助成事業を決定する。助成額は、1事業当たり1千万円を上限とする。 (参考) ②⑩ 応募 5 件 助成事業 2 件 (助成額上限は 1 千万円を維持)	①⑨	【①⑨新設】 「京(みやこ)の環境みらい創生事業」 11 月に制度を立ち上げ、助成事業の募集を開始した。助成対象は、環境分野における (1)新技術・新製品の開発、(2)在来技術・在来製品の開発・改良、(3)試作品の商品化に向けた開発としている。助成額は最高 1 千万円、助成期間は最長 3 年間。 全国から寄せられた 14 件の応募事業の審査を行い、環境に関する検定の企画やエネルギーロスを低減させる空調換気装置の開発など、計 4 件の応募事業を助成事業として採択した。	環境政策局 循環企画課

(3) 高度情報通信社会への対応

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○	⑱	1 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる 情報発信の推進 (再掲)	⑱			参照 3-(1)-ア-2	
	○	⑱	3 大学コンソーシアム京都, 大学等への情報提供の実施(再掲)	⑱			参照 3-(1)-イ-2	
○		⑳	9 「消費生活相談・情報メール便」の配信 (再掲)	㉑		○	【㉑新設】 参照 3-(1)-ア-7	
○		㉑	10 「子どもを取り巻く緊急課題」語り部養成講座の開設 (再掲)	㉑		○	【㉑新設】 参照 4-(2)-エ-5	

(4) 京都固有の生活文化に根ざした活動の推進

	○	⑱	2 小学校・中学校・総合支援学校における食育の推進 (再掲)	㉑	⑱		参照 4-(2)-イ-9	
○		⑱	3 食育指針の策定 (再掲)	⑱			参照 4-(2)-イ-10	
○		⑱	4 食育事例集の作成 (再掲)	⑲	⑱		参照 4-(2)-イ-11	